

(別添)

「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

御意見の概要	人事院の考え方
・ 場所 (3) 受験資格 ・ 意見 『日本国籍を有するもの』という項目を追加してはどうか。 ・ 理由 これが抜けていると、外国籍の人でも条件を満たせば受験して合格すれば国政に係ることができてしまうのは問題だと思ったから、です。 よろしく、お願いします。	人事院規則 8—18 (採用試験) 第9条第1項の規定により、日本の国籍を有しない者は採用試験を受けることができないものとされています。
改正に反対。受験資格を大卒・大学院卒に限定しては、優秀な社会人経験者を採用できない。学歴と職務遂行能力は異なる。受験資格に学歴を要求してはならない。	経験者採用試験は、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成26年政令第192号）で、その試験の対象となる官職ごとに「院卒程度の者」、「大卒程度の者」及び「院卒程度の者又は大卒程度の者」のいずれかに対して行うこととされています。 今回、国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））において、受験資格で学歴を限定しないこととした場合、大卒程度の能力を有するかどうか基本的な部分から検証するため、試験種目を増やす等の措置を講ずる必要があります。 民間企業等における実務経験を有する方を係長以上の職に採用するための経験者採用試験については、多様な経験を持った方に公務を目指していただく際の入口の1つとして設けられているものであり、能力実証について負担を重くしすぎないようにする観点から、受験資格において大学を卒業していること等を要件の一部としております。

反対である。

専門試験、外国語試験、総合事例研究試験、一般論文試験、政策論文試験、政策課題討議試験、などが無ければ、到底能率的な国家公務員の選定が行えるとは思われない。（外国語試験はともかく、専門試験、総合事例研究試験、一般論文試験、政策論文試験、政策課題討議試験はあった方が良く考える。）

改正案で示された様な試験のみで可とすると、能力による選考要素が減少し、採用のコネ化の進展が進むと思われるが、それは好ましくないと考える。

係長といえども役職者であるのであるし、能力についておよそ全ての面で劣っているものでない事が求められると考えるが、業務に必要となるような部分の試験を行わないようにする、というのは不適切であると考ええる。

専門試験、総合事例研究試験、一般論文試験、政策論文試験、政策課題討議試験についての試験も行うようにされたい。

経験者採用試験は、民間企業等における実務経験を有する方を係長以上の職に採用するための試験であり、多様な経験を持った方に公務を目指していただく際の入口の1つとして設けられたものです。今回新設する国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））についても、上記経験者採用試験の趣旨を踏まえ、受験者のこれまでの職務経験の内容やその活かし方などについて論述して解答をする「経験論文試験」をはじめとした試験種目を課すこととしています。これらの試験種目により必要な能力や適性を判定することができると考えております。